

事務連絡
令和3年8月27日

保護者 各位

沖縄県立球陽高等学校
校長 平良 淳
(公印省略)

令和3年8月分及び9月分高等学校授業料の納入について（お知らせ）

時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。平素は本校教育活動に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。さて、8月分及び9月分の授業料を下記のとおりお知らせいたしますので、どうぞ宜しくお願いします。新型コロナウイルス等の影響により、家計が急変した世帯については、授業料の減免などの申請手続きがあります。ご不明な点などございましたら、担当までご連絡ください。

記

- 1 8月分・9月分 授業料 9,900円/月 計19,800円
- 2 授業料納入期限 令和3年9月10日（金）※窓口納入者
- 3 口座振替日 令和3年9月10日（金）※口座引落手続者

※生徒が授業料を学校へ持参すると、盗難等の恐れもあるので窓口納入から口座振替への変更を推奨しています。（過去に盗難の事例あり）口座振替依頼書が必要な方は事務室担当までご連絡ください。（提出した翌月より口座振替予定）

※事務室窓口業務時間は8時30分から17時までとなっております。業務時間外には授業料の受け取りは出来ませんので、窓口納入者は業務時間内の納入を宜しくお願いいたします。

※口座引落手続者は、口座引き落とし日前日までに残高不足にならないようご確認くださいますよう宜しくお願いいたします。

◎授業料の免除申請手続きについて

1 対象となる生徒

平成 26 年度以降に入学した生徒のうち、以下に該当する生徒

- (1) 所得制限により就学支援金を受給することができないが、家計急変により就学支援金の支給を受ける者と同等の収入状況となった者
- (2) 休学をせずに留学する者
- (3) 修業年限の超過により就学支援金を受給できない者
- (4) 沖縄県立高等学校以外の高等学校から月の途中で転入した者で、就学支援金または学び直し支援金の認定を受けた者

家計急変とは・・・保護者の失職、会社倒産等の理由により就学支援金の支給を受ける資格について認定される者の収入の状況と同等となり、授業料等の納入が困難となること

○家計急変の事例に該当しないとして不承認となった事例

- 例) ・ 県外勤務から県内へ転勤となり、単身赴任手当等の減額により、収入が減った場合
- ・ 残業時間が減ったため収入が減った場合
 - ・ 役職が変わり収入が減った場合
 - ・ 昨年に保険解約等が有り一時的に収入が増えたが、現在は元の収入に戻っている場合
 - ・ 育児休業により収入が減った場合

今後、家計急変等の理由により就学支援金の支給を受ける者と同等の収入状況となった場合、授業料免除申請手続きをする場合は家計急変の原因となる事象が生じた日から数えて10日以内に申請書の提出が必要になりますので、速やかに連絡していただくよう宜しくお願いいたします。ご不明な点などございましたら、担当までご連絡ください。

沖縄県立球陽高等学校
担当 宮城
電話 098-933-9301